平成２９年（フ）第１５６９号
名古屋市守山区桔梗平２丁目710番地
債務者　櫻井　優人
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２００５号
名古屋市昭和区出口町１丁目18番地の４　メゾン・ド・ピエール413号、従前の住所名古屋市熱田区神宮４丁目９番14号　熱田荘303号
債務者　横田　昌希
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６６号
秋田県山本郡藤里町藤琴字大関添47番地１
債務者　市川　大輔
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第６７号
秋田県山本郡藤里町藤琴字大関添47番地１
債務者　市川江里香
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第１２５号
富山県射水市三ケ2704番地１　ルーチェ202
債務者　本郷　国秋
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１３５号
富山県高岡市羽広２丁目３番５号、前住所富山県高岡市中島町１番20号
債務者　谷口　博美
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第４７５号
熊本県宇城市松橋町豊崎1956番地１　エレガンテ・ドス　105
債務者　植村　早苗
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２１５号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田3137番地１
マリーナ三浦海岸101
債務者　齊藤　愉加
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２１９号
神奈川県横須賀市小矢部３丁目26番８号　しげる荘102
債務者　加藤　敏一
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２２２号
神奈川県横須賀市西浦賀５丁目15番29号
債務者　長島　利美
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２２７号
神奈川県逗子市沼間１丁目22番３－401号
債務者　井澤美紗子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１８４号
広島県福山市本庄町中４丁目10番40号、前住所広島県福山市松永町498番地３　コーポラフォーレ207
債務者　今徳　進一
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１２８号
青森県南津軽郡大鰐町大字早瀬野字小金沢125番地
債務者　伊藤壽賀子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第２２０号
神奈川県横須賀市坂本町３丁目10番地　ノーブルメゾン202
債務者　前濱美佐子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２２９号
神奈川県逗子市久木１丁目４番29号　201号
債務者　工藤　慶子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２３２号
神奈川県横須賀市安浦町１丁目21番地３　セレーノⅢ　501
債務者　永田　洋紗
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第３３１号
沖縄県中頭郡西原町字我謝433番地（１－Ａ）
債務者　城間　　翔
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部